

中野市立小中学校における学習用タブレット端末使用要領【抜粋】 ～ 学習用タブレット端末を使用する時のルール～

中野市が配備した学習用タブレット端末（iPad）は、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために児童・生徒の皆さんに使ってもらうものです。

そのため、中野市では学習用タブレット端末を使用する時のルールとして「中野市立小中学校における学習用タブレット端末使用要領」を定めました。

このルールの中から「学習用タブレット端末を使用する時に守ってもらいたい事項」をまとめましたので、お子さんと一緒にご確認ください。

【タブレット本体について】

- ◆ 壊れたり、無くしたりしないように、丁寧に大切に扱いましょう。
- ◆ 校舎の外で使う時は先生の指示をよく聞き、どこかに置きっぱなしにしないように気を付けましょう。
- ◆ 万が一、壊れたり、無くしたりした時は、すぐに先生へ報告しましょう。
(破損や重大な過失等があった場合は、各ご家庭に修理費用等をご負担いただきます)
- ◆ お友達への貸し借りは、しないようにしましょう。

【タブレットの使い方について】

- ◆ 学校で決めたルールを守って使いましょう。
- ◆ 学習用タブレット端末で使うクラウドサービスは、学習や学校活動に関わることにのみ使いましょう。
- ◆ 学習用タブレット端末を使って作成したデータは「Googleドライブ」に保存するようにして、タブレット本体には保存しないようにしましょう。どうしてもタブレットに保存する場合はタブレットの容量がいっぱいにならないように気を付けましょう。
- ◆ 児童・生徒はアプリをインストールすることはできません。
- ◆ 学習用タブレット端末を使用して、本紙裏面の【タブレットで禁止されていること】を行って生じた費用や損害は使用した方の負担となります。

【タブレットで禁止されていること】

- 学習用タブレット端末はあくまでも「**学習用**」です。学習に関係のないサイトや動画の視聴、ゲーム、SNSの利用など、学習活動に関わること以外での使用。
※インターネットへの接続については、フィルタリングソフトで履歴をとっています。（毎年、履歴の確認を行っています。）
- 学校や家庭など信頼できるWi-Fi以外への接続。
- 児童・生徒一人一人が持っている「ID」および「パスワード」の漏えい。
- 学習用タブレット端末での個人的なメールアドレスやクラウドサービス用のアカウントなどの使用。
- 個人のクレジットカード情報の入力。
- 先生の指示するファイル以外へのアクセス。
- アプリのインストール。
- アプリ内での課金。
- 学習用タブレット端末に設定されている制限の解除。
- 情報セキュリティに脅威を及ぼす行為。

- ◆ 「不正アクセス行為禁止等に関する法律」や「個人情報の保護に関する法律」、「著作権法」などの関係法令を遵守しましょう。

【使用の停止について】

上記の【タブレットで禁止されていること】を行った場合、学習用タブレット端末の貸し出しを制限または停止することがあります。

学習用タブレット端末は、上手に活用すれば学力が身につきますが、使い方を間違えると破損や様々なトラブルの原因となります。どうしたら「安心・安全・快適」に活用できるかを考えながら使っていきましょう。

お問い合わせ先
中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係
電話 0269-22-2111（内線418）
ファックス 0269-22-5901
E-mail kyoiku@city.nakano.nagano.jp